

# 臨床研修にかかる都道府県知事の権限について（臨床研修病院の指定）

- 都道府県が格差是正を進めていくために、国が一定の基準等を示した上で、地域医療対策協議会の意見を聴き、**臨床研修病院の指定を都道府県が行う仕組みを構築**すべき。



厚生労働大臣の権限  
臨床研修**病院**の指定

<メリット>

- ・地域医療に責任を有する都道府県が深く関与
- ・地域の実態を把握している**都道府県によりきめ細かい対応が可能**
- ・**都道府県が目指す医療提供体制の構築が可能**

<デメリット>

- ・臨床研修の**質のバラつき**が出る、有力な医療機関の意向が強く反映、特定の医療機関等が優遇などのおそれがある

権限移譲

臨床研修病院の指定

医道審議会

意見

厚生労働省

医療機関

申請

都道府県

地域医療対策協議会

（大学、医師会、公的病院、民間病院等）

意見

指定

臨床研修病院

都道府県知事

## ① 国が指定基準を定める

- ・年間入院患者数、指導医数、救急医療の提供、安全管理体制、患者の病歴に関する情報の適切な管理、患者からの相談に応じる体制 等

## ② 地域医療対策協議会の意見を反映

# 臨床研修病院の募集定員設定について

○ これまで、国が臨床研修病院ごとの定員を定めていたが、今後、国は都道府県ごとの定員を定め、都道府県が病院ごとの定員を定めることにより、地方の研修医が増加する等のメリットがある。

※ 都道府県が定員を定める際、あらかじめ厚生労働省に情報提供する仕組みを法定。

※ 公私にかかわらず地域医療への配慮がなされるよう、都道府県が定員を定める際は地対協の意見を聴くことを法定化。

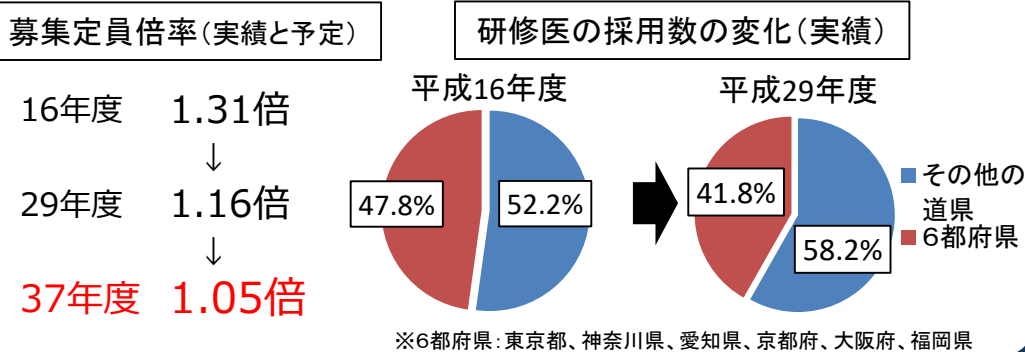
## 都道府県間の定員調整

### ①募集定員倍率の圧縮

募集定員枠の全国的な圧縮(募集定員倍率の圧縮)

→定員充足している都市部の研修医数が減少

➔ **地域の定員数が増加**



### ②定員算定方法の変更

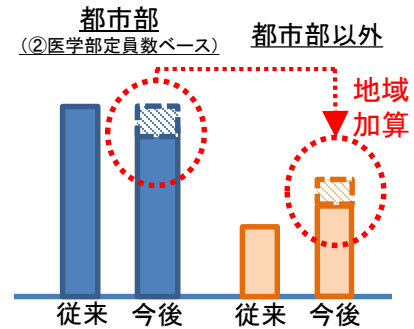
従来

①都道府県人口 又は ②医学部定員数 をベース  
 →②医学部定員数の多い都府県(東京等)が有利

今後

医学部定員数をベースとした臨床研修医定員を圧縮  
 →圧縮分を地域に加算

➔ **地域の定員数が増加**



## 都道府県内の定員調整

### 国による募集定員の設定(現行)

県内病院(例)



A病院 (都市部)  
 定員 20  
 マッチ者数 17



B病院 (地方部)  
 定員 2  
 マッチ者数 2

実情にあった  
 定員数の設定

地域で働きたい医学生が  
 マッチできない

### 都道府県による募集定員の設定

県内病院(例)



A病院 (都市部)  
 定員 17(↓)  
 マッチ者数 17



B病院 (地方部)  
 定員 5(↑)  
 マッチ者数 4(↑)

地域の研修医が増加

# 権限移譲後の国と都道府県の役割分担について

## 医師法の改正趣旨等

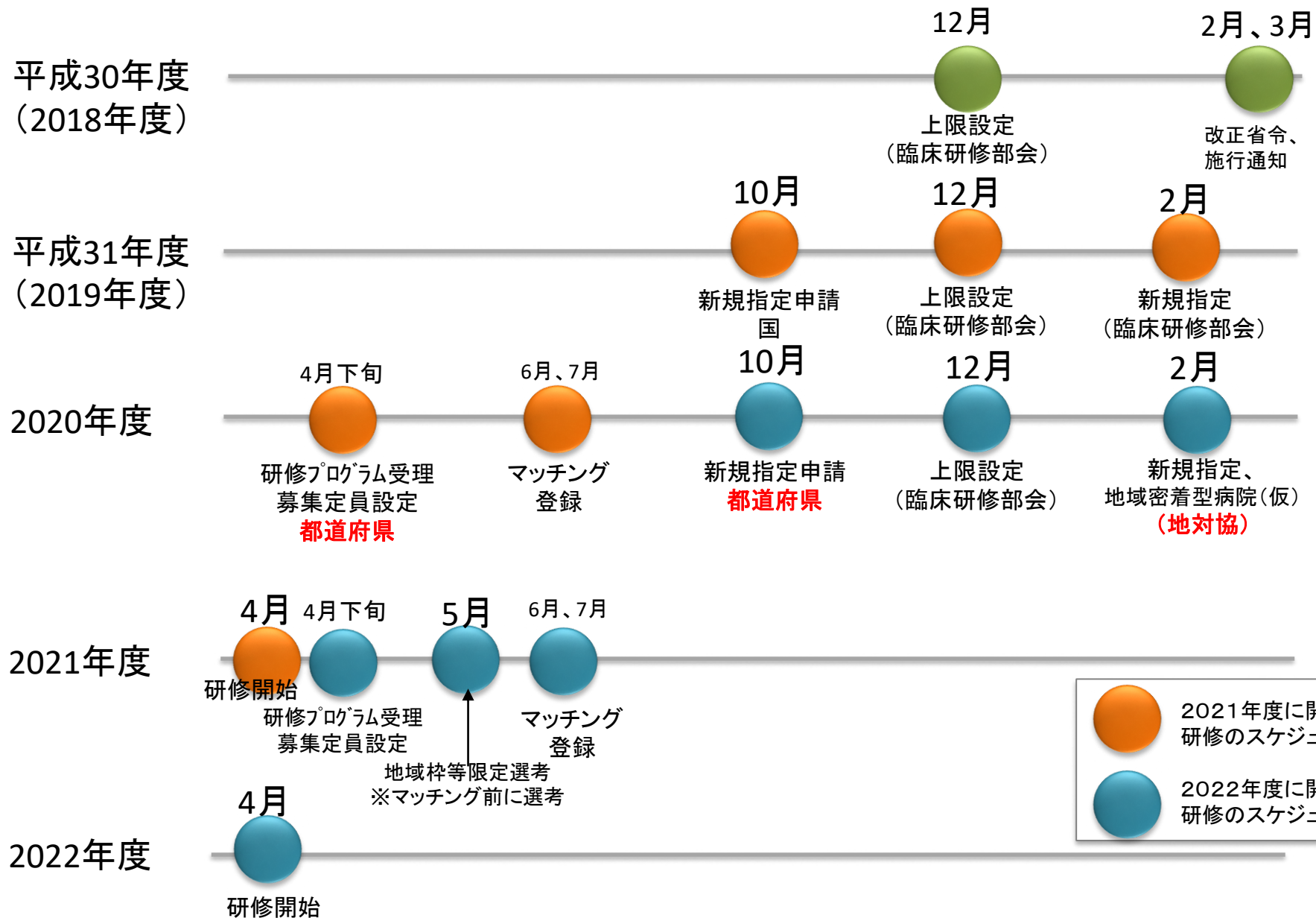
- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年第79号）の成立に伴い、平成32年（2020年）4月より、国から各都道府県に臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限の移譲等がなされ、各都道府県は、これらの制度の活用を通じ、地域における医療提供体制を整備する取組が求められる。
- これらの権限移譲により、各都道府県においては、都道府県地域医療対策協議会の審議のもと、臨床研修病院の指定や、医師少数区域に配慮した定員の設定など、地域の実情に応じたきめ細かな医師偏在対策が可能となる。
- これまで全て国の事務とされていた臨床研修制度に関する事務については、以下のとおりの役割分担となり、都道府県が行う医師偏在対策の強化に資する。



## 臨床研修制度に関する主な事務と分担

	国、地方厚生局	都道府県
	（考え方）臨床研修制度の設計、研修の質の確保	（考え方）個別病院の指定、定員設定事務
臨床研修病院の指定、取消	○（ <b>指定基準</b> の策定） （※）	◎（ <b>個別</b> 病院の指定）
臨床研修病院の定員設定	○（都道府県 <b>上限</b> の設定）	◎（ <b>個別</b> 病院の定員設定）
年次報告の受理	－（※）	◎
研修プログラム変更等の受理	－（※）	◎
指定継続にかかる訪問調査	－（※）	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
都道府県間の調整	◎	－
臨床研修の質の観点からの調査	◎	－
補助金の執行	◎	－
臨床研修修了登録	◎	－

※必要に応じ地方自治法第245条の4に基づく技術的助言を行う。

# 指定等権限の移譲に伴うスケジュール(イメージ)



-  2021年度に開始する研修のスケジュール
-  2022年度に開始する研修のスケジュール